

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（法律問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647

對
外
計
算
帳
目
總
理
行
人
一

右記了人

9/30

年 月 日 対第 八〇 総務 第八〇 一〇

(% 完成の開催を一日内閣の依頼を終)

九比嘉貞信（沖縄県）・沖縄問題

（答）（山中大臣）

（2）いわゆる対米請求のうち、軍用地復元補償、軍用地借賃

那覇署長官

増額増額補償、滅失地補償、講和後の人身、財産損害、

補償、演習による農業補償については、返還協定

等にモロフキ、米側が処理することとなつております。

その他以外の請求については、現段階では請求内容

請求額とも明らかでないものが多くあります。

その実情を調査する必要があると考えます。

他より比較的相当

したがつて、現在請求内容及び請求額が明らかになつて

まつた請和前人負傷未補償者の請求のようならびにモロフキ

（3）請和前人負傷未補償者の請求のようならびにモロフキ

（4）モロフキは早速適切な措置を講じたと考えておりますが

その他も請和につきましては、今後調査の結果をもつて

実情が判明したケースから順次申請書類の請求作業を

該題

題

原

九 比嘉貞信（沖縄県）

〔沖縄問題〕

（答）（山中大臣）

（4）第二次大戦中旧日本軍が取得したとしている土地は、現在は米軍が使用しているもの、農地となっているものの、公共用地となっているものの等様々のようである。
復帰後、これらの土地をどのように処理するかについでは、当該土地の取得の経緯、現在及び将来の使用形態、農地法との関連等を総合勘案して、支障のないかぎり、できるだけ公平に住民に譲渡していくことを考へておる。

連絡先 沖縄、北方対策庁 調整部 小村式

電話 五八一一三三六一 内線二六六

九 比嘉貞信（沖縄県）

△沖縄問題

答（山中大臣）

⑤ 沖縄においては、昭和二年に本土の國土調査法になつた土地調査法が制定され、昭和三八年以降は、本土政府の財政援助のもとに琉球政府の土地調査所が本格的の地籍調査を実施してきている。その進捗率は、年間約百平方キロで沖縄全土の約五七パーセントに達している。この比率は、

数字だけを見れば本土の約一〇パーセントよりはるかに高い。

しかしながら、沖縄本島の中部等調査困難な地域について地籍調査の未了など多く、そこで、復帰後は、これまでの調査をより充実して繼續できることより、その具体的な方策について、政府内部はもとより琉球政府とも意見を調整しつゝ、鋭意検討を進めているところである。

（ふく）地籍調査の実施が著しく困難な境界不明の土地については、関係地主間で話し合ひのうえ、自主的に境界を定めることが先決であると考えており、これを側面か

う推進できるようた方策についても検討する必要があるのでは
ないかと考えてある。)

連絡先 沖縄北方村常務部調整部參事官 潤町祥吉

電話代表六一三六一 内線二六八

参考資料

執

土地調査について

(昭四五、八、一四印)

現況

(1) 一九四六年指令一二二号「琉球列島米國海軍軍政本部指令 土地所有権關係資料蒐集に関する件」を始めとする一連の布告で琉球における土地所有権認定事業は應急的に行なわれ、一応現行の土地台帳及び地図を作成した。しかしながら戦後拙速的に行なわれた為誤謬が多く公簿・公図としての役割を果たし得ない現状にある。

(2) そこでこれを是正し全琉の地籍を明確にすると共に土地行政の適正円滑化をはかる為一九五七年土地調査法を立法制定し、一九六三年以降本格的に調査測量が実施されるに至った。

土地調査の実施状況は一九六九年度末で全琉の調査対象面積二、二五〇平方キロメートルのうち一、〇五九、一六平方キロメートルを完了しおよそ四七%の進歩をみていく。

問題点

2

問題点

なお、一九七〇年度末までには約五二%完了する見込である。

(1) 実施機構について……本土における地籍調査は、国の補助金により都道府県及び市町村が実施機関となつてゐる。沖縄の場合、事業経費はすべて政府資金へ日政を含むことにより、計画実施機関ともに琉球政府である。

(2) 軍用地について……殆んどの土地が戦災或は軍施設建設の為筆界が失なわれ調査測量を困難にさせてゐる。又分合筆・地籍訂正等不動産の表示の変更又は更正には事前に米国陸軍工兵隊の認可を必要とする等、草の布令布告等一連の土地關係法令が混在していって、土地調査の取扱いを一層複雑にしてゐる。

(3) 登録もれについて……戦後の土地所有権認定事業の際、諸般の都合で所有権の申告がなされていない土地で、例えば戦前

の登記済権利証書等裏付資料を有しながらも、戦後地番や地形が変り現地が判明せず所有権の主張がすぐには出来ないものが

各地に散在している。

(4) 成果の維持管理について……土地調査が完了した地域でも、沖縄の特殊事情からその確定成果は引続き部分的な修正訂正等調整業務を必要としている。

(5) その他……所有者不明土地、市町村非細分土地等の所有権の帰属の問題

3. 対策
(1) 早期完成の必要性……土地調査は、戦後の土地所有権認定の際の錯誤や、疎ろう等これ迄に未解決の土地問題を整理或は処理する手段ともなつており、見方によつては戦後処理業務と言ふことができる。又国土開発或は産業基盤の整備と関連する土地利用計画の面からも諸施策の基礎資料ともなる。土地調査成果を早急に完成させ國家の責務として土地行政の円滑化をはかるべきである。

(2) 軍用地等について……今後に残された軍用地及び一部都市地域等はその特殊性において本土にも事例に乏しく現行土地調査関係法の枠内では調査困難の面が多く、早急に法制上の対策をたてるとともに関係法令の整備が必要である。

要望事項

(1) 沖縄における土地調査事業は戦災により混乱している地籍を整備することと、即ち終戦処理的な要素を帯びたものであり、これの解決にはあくまで國家義務として、その完成まで引続き統一的に実施すべきものと思料する。これを施政権返還後直ちに本土法に切替えることは制度運用の面が異なることから事業執行に支障をきたし混乱を招致することが予想される。その為復帰後もその完了まで現在の実施機構を継続存置することが、のぞましいと思料されるが、この面での御検討御高配をお願いする。

(2) 土地調査は軍用地をはじめその対象とする土地の特殊事情或は民立法と布令布告等の混在等、幾多の難問をかかえ今後、調

本土と沖縄の事業形態

項目	本土	沖縄	摘要
計画機関	総理府経済企画庁総合開発局國土調査課	法務局 臨時土地調査庁	國家事務
実施機関	都道府県及市町村	"	"
事業費	國土調査補助金 國 $\frac{2}{3}$ 県 $\frac{1}{6}$ 市町村 $\frac{1}{6}$	日政援助 琉政資金	沖縄・市町村負担なし
認承後の成果の継続管理	法務省・民事局 (地方法務局各登記所)	登記所 法務局	国面は臨時土地調査庁保管 土地調査課は國土調査課
根拠法会	國土調査法	土地調査法	調査決定原本とする

土地調査の年度別実施面積及び経費

年次 会計年度	作業量	進歩率	経費	負担区分		
				G O J	G R I	摘要
1962年	15.26	0.68%	127,438.00	0	127,439.00	完成
1	1963	168.47	7.49	333,226.46	5,000.00	"
2	1964	186.14	8.27	318,300.17	297,273.15	21,027.04
3	1965	203.68	9.05	366,787.78	342,657.09	24,130.69
4	1966	188.71	8.39	368,081.52	343,920.90	24,160.62
5	1967	113.16	5.03	212,473.21	0	212,473.21
-6	1968	91.22	4.05	218,073.32	0	218,073.32
7	1969	92.52	4.11	234,464.65	0	234,464.65
	累計	1,059.16	47.07	2,178,844.91	1,312,077.58	866,767.33
8	1970	103.66	4.61	307,679.00	222,222.00	85,457.00
	累計	1,162.82	51.68	2,436,523.91	1,534,299.58	952,224.53

* 進歩率は全琉 $2,250 \text{ km}^2$ として算出したものである。

(3) 沖縄がこれらの軍用地等特殊地域におよぶにつれ調査は困難性を増し難渋することが予想される。これに対処する為には法的或は技術的にも検討を行ない場合によつては法改正も必要とされるところからこれについて全面的に御協力を願いする。

付修管されるべきものである。

現在土地調査は事業費一管理的経費を除くこのを日政援助

により実施されているが、これを國家業務としてとらえた場合、

金額日政援助を要請したいので、今後とも御協力と御配慮をお願いする。

一山川宗徹

／沖縄問題／

政府は沖縄県民の生活向上のため、社会福祉医療、産業の振興開発、公共施設整備等従来所要の財政措置を講じてきただところであるが、特に昭和四十六年度においては、明年実現するところとなつた沖縄の本土復帰に伴なつ施政権の移転及び沖縄県への移行等諸般の復帰施策を円滑に行なうとともに、沖縄の経済社会の開発発展を促進するため次の重実施策に対する財政措置を講じている。

一、琉球政府の一般財源を強化するための行政運営費等の拡大充実

二、琉球政府及び市町村に対する本土財政資金の融資（地方債）及ぶ市町村交付税の充実強化

三、国民健康保険その他の社会保障制度全般にわたる本土における国庫負担補助制度の済用措置、各種福祉施設の充実

と上下水道等生活環境施設の整備及び雇用者離職対策の充実

四、琉球大学の国立移管を前提とした施設の充実ならびに

小中学校及び高校施設整備の推進

五、空港、道路、港湾を中心に国土保全及び産業基盤整備のための公共投資の拡大

六、産業の開発と体质の改善のための水資源の開発、農業基盤の整備、沿岸漁業の振興及び高度化、中小企業振興対策等の強化

施設等の整備
離島の振興
席を促進するため
離島航路及び離島医療

ハ砂糖及^シハイン産業の合理化と農漁業生産基盤の強化

内滑に実現し、豊かな沖縄県の建設を期するため決定

作年十一月以降現在まで三次にわたつて決定された

沖繩復帰文庫要綱

整備充実による復帰後の経済・社会の開発発展を因る

ための施策としては、現在

離島振兴、農林漁業の育成振興、鉱工業等の産業、振

興開発、水、エネルギー資源の開発、交通、通信、道路、港

湾、空港等の整備、国土保全施設の整備等を内容とする

振興開発計画の策定及びこれに基づく事業の推進することに

より豊かな沖縄県の建設をめざした「沖縄振兴開発法」を特別措置法

準備中であり、の中では、沖縄で行なわれた各種事業に

対する国の負担補助の特例、産業振興のための特別措置

復帰等に伴う離島者に対する特別措置、沖縄電力株式会社

の設立等の内容がもう既に予定である。また、沖縄における

産業の開発を促進するため長期資金を供給して、一般の金

融機関が行なう金融を補完し、又は格安融資とともに沖縄県の

国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、

病院等の医療施設の建設者、環境衛生官僚の官吏者等にに対する資金で一般の金融機関が融通するところに困難す

ることなく融通する機関として沖縄振兴開発金融公庫を設け

る考である。

二のほか、沖縄の諸制度が混亂なく本土に引き継がれたのみ
國す法律(後綱)

別途、沖縄の復帰に伴う特別措置^案を今国会に提出する

了として予定一としており、これらの措置が実行に移るに至り、
より沖縄の基本的施設等の整備が急速に行なはらるもの
と考えていい。

チ二二に、沖縄における經濟の振興は社会の開拓を圖るため、総合的な計画の作成並に其の実施に関する事務の総合調整局を推進するにあたる國の機関として、國務大臣と長崎市沖縄開拓局と總理府の外局として設置するべし。

連絡先 沖縄、北方対策局、総務部、振興課

電報 (581) — ニセニ三

沖縄・北方対策局

B-4 上記554 (100枚次の)

卷之三

10

(6) 基地公害に対する方正策と補償問題の講義

一 検定技術等の指導を行なうと共に、騒音の著しい影響

対する防音工事を中心に、所要の財政措置を講じて来たが、四

代々の歴史書も謂ひて

ま七八補償措置については今後次の解決策を早急に
検討する。